

立命館大学内部質保証方針

立命館大学は、内部質保証を推進するため、以下の通り、方針を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己評価委員会とする。全学の委員会、分野毎の部会、学部・研究科の3階層からなる体制を構築し、全学の委員会には全学的観点からの自己点検・評価を行う幹事会を置き、また事務局として大学評価室を置く。
- (3) 自己点検・評価による改善を検証するため、学長の諮問機関として大学評価委員会を置く。また、学部・研究科の外部評価として専門分野別外部評価を実施する。
- (4) 自己点検・評価結果、外部評価結果について、社会的公表を行う。
- (5) 質保証について、組織内の理解を促し、組織文化として定着をはかる。

2. 組織体制

- (1) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、教学を担当する副学長を委員長とする自己評価委員会を置く。自己評価委員会は、全学の自己点検・評価結果を学長に報告し、学長は報告を受けて、改善が必要と思われる事項について、当該組織の長に改善の実施を求める。当該組織の長は当該事項に関する改善計画を自己評価委員会に提出する。また、改善の実施を求められた事項に関する改善結果について、自己評価委員会に報告を行う。これらの過程を通して、改善を促し、全学における内部質保証の推進を行う。
- (2) 自己評価委員会が全学的観点からの自己点検・評価を行うために、自己評価委員会幹事会を置く。幹事会では、分野毎の自己点検・評価結果をさらに全学的観点から点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行い、その結果を反映した自己点検・評価報告書を自己評価委員会に上程する。
- (3) 自己評価委員会の下に、分野毎の部会を置く。部会は当該分野の自己点検・評価を全学的観点から行う。教学部会は学部・研究科等の自己点検・評価を受けて、全学的観点から教育活動に関する自己点検・評価を行う。
- (4) 自己評価委員会の事務局として、大学評価室を置く。大学評価室は、自己点検・評価、外部評価を含め、本学の内部質保証の推進に関する事項を行う。

- (5) 学部・研究科等において、自己点検・評価を行い、当年度教学総括・次年度計画概要をまとめる。その結果を受けて、教学部会において全学的観点からの自己点検・評価を行い、その結果は幹事会を経て、自己評価委員会に上程される。全学の自己点検・評価結果は学長報告を経て、改善実施要求として自己評価委員会、教学部会を通して、学部・研究科等にフィードバックされる。学部・研究科等は改善計画の策定、改善結果の報告を教学部会を経て、自己評価委員会に上程する。

3. 教学に関する行動指針等

- (1) 本学の学士課程教育における教学改革・改善・実践・検証の方向性を示す指針として位置付けられている「学部（学士課程）教学ガイドライン」を学士課程における行動指針とする。また、各研究科の中期計画を修士課程・博士課程・専門職学位課程における行動指針とする。
- (2) 教育研究および学生実態等に関する情報を把握し、改善に活用する。

以上